

1 相談支援事業所

①計画相談支援

計画相談支援の内容には、サービス利用支援と、継続サービス利用支援があります。

サービス利用支援は、障害福祉サービスの申請に当たり、障がい者の心身の状況、置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容等を記載した「サービス等利用計画案」を作成します。支給決定後には、サービス提供事業者と連絡調整を行い「サービス等利用計画」を作成します。

継続サービス利用支援は、支給決定の有効期間内において、一定期間ごとにサービス等利用計画が適切であるか利用状況を検証(モニタリング)し、その結果及び心身の状況、置かれている環境等から勘案し、必要な場合にはサービス等利用計画の変更等を行うものです。

NO.	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	主な対象者					備考
						特定なし	身体	知的	精神	難病等	
1	あしすと福祉士事務所	365-0051	宮前351番地	048-594-6521	048-594-6350		○	○	○		18歳以上
2	ルピナス鴻巣	365-0023	笠原177番地1	048-540-2032	048-540-2033		○	○	○	○	18歳以上
3	生活支援センター夢の実	365-0038	本町1丁目1番3号 エルミ2 4階	048-501-8613	048-501-8613				○		
4	相談支援室 ピュアハーモニー	369-0113	下忍3100番地1	048-548-1270	048-598-6608			○			
5	相談支援にじ	365-0062	箕田3974番地5	048-596-6662	048-596-6611			○			18歳以上
6	相談支援センター夢工房	365-0025	下谷41番地	070-3326-0400	048-544-0050	○					

1 相談支援事業所

②障害児相談支援

障害児支援利用援助と、継続障害児支援利用援助があります。

障害児支援利用援助は、障害児通所支援の申請をするに当たり、障がい児の心身の状況、置かれている環境、障がい児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向、その他必要な調査を実施し、「障害児支援利用計画案」を作成します。通所給付決定後には、障害児通所支援事業者と連絡調整を行い、「障害児支援利用計画」を作成します。

継続障害児支援利用援助は、支給決定の有効期間内において、一定期間ごとに障害児支援利用計画が適切であるか利用状況を検証(モニタリング)し、その結果及び心身の状況、置かれている環境等から勘案し、必要な場合には障害児支援利用計画の変更等を行うものです。

NO.	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	主な対象者					備考
						特定なし	身体	知的	精神	難病等	
1	鴻巣市立つつみ学園	365-0054	大間829番地3	048-541-0169	048-541-0169			○			
2	相談支援室 ピュアハーモニー	369-0113	下忍3100番地1	048-548-1270	048-598-6608			○			
3	アンダンテネクスト	365-0037	人形2丁目1番67号 金盛ビル1階	080-3717-2116	048-578-4793			○			
4	相談支援センター夢工房	365-0025	下谷41番地	070-3326-0400	048-544-0050	○					

③地域移行支援・地域定着支援

・地域移行支援

入所・入院している障害者等、地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、住居の確保など地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うサービスです。

・地域定着支援

居宅における自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行うサービスです。

NO.	事業所名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	備考
1	生活支援センター夢の実	365-0038	本町1丁目1番3号 エルミ2 4階	048-501-8613	048-501-8613	